

## 三重県私立高校生等奨学給付金給付事業実施要綱

### (目的)

- 第1条 この要綱は、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費（以下「授業料以外の教育費」という。）を支援するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する私立高等学校等の生徒等（以下「高校生等」という。）の保護者等（法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。）であって、三重県内に住所を有する低所得世帯に属する者に対し、予算の範囲において、高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）を給付するために必要な事項を定めるものとする。
- 2 この給付事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」に該当する。

### (用語)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 高等学校等とは、法第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、私立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校高等課程、専修学校一般課程又は各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定めるものとする。
  - (2) 高校生等とは、法第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部の支給を受ける資格を有する者を除く。）のうち、平成26年4月1日以降入学した者を原則とする。また、高等学校等修学支援事業補助金（学び直しへの支援）の補助対象となる者を含む。  
なお、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている者は除く。
  - (3) 保護者等とは、法第3条第2項第3号、同法施行令第1条第1項、同法施行規則第2条第2項に規定する保護者等とする。
  - (4) 基準日とは、在籍状況を確認する日とし、申請日の属する年度の7月1日とする。  
ただし、5月以降の入学者については、入学日の2か月後の日とする。
  - (5) 低所得世帯とは、生活保護受給世帯又は当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯とする。
  - (6) 生活保護（生業扶助）受給世帯とは、7月1日時点において、前号の世帯のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯とする。
  - (7) 第2子とは、7月1日時点において、次の各号のいずれかを満たす高校生等とする。

ア 2人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等

イ 当該世帯に扶養されている高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる通信制以外の高等学校等に通う高校生等

なお、2人目とは、原則として、年齢が同等であれば1人を除いた者を、それ以外の場合は年齢が低い者とする。ただし、保護者等と1人目の間に扶養関係が認められない場合は、2人目は1人目として扱う。

（給付資格）

第3条 給付金は、次の各号のすべてを満たす保護者等に給付する。

（1）7月1日時点で、三重県内に住所を有すること

（2）平成26年4月1日以降に高等学校等に入学し、基準日時点で、高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯であること

2 基準日において、休学している者については給付しない。

3 他都道府県で同様の給付金を受給している者については給付しない。

（給付金年額）

第4条 給付金の年額は、低所得世帯の世帯区分に応じて、高校生等一人当たり、次の各号のとおりとする。

（1）生活保護（生業扶助）受給世帯に扶養されている高校生等

一人当たり年額 52,600円

（2）（1）以外の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割非課税世帯に扶養されている高校生等

ア 通信制以外の高等学校等に通う高校生等

一人当たり年額 98,500円

イ 通信制の高等学校等に通う高校生等

一人当たり年額 38,100円

ウ 通信制以外の高等学校等に通う第2子である高校生等

一人当たり年額 138,000円

（申請）

第5条 法第3条の給付資格者であって、給付を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、高校生等奨学給付金受給申請書（様式1）に次の各号に掲げる書類を添え、高校生等の在籍する学校長を経由し、三重県知事（以下「知事」という。）へ提出しなければならない。

（1）7月1日以降に発行された、本籍（筆頭者を含む。）以外の記載がある保護者等全員の住民票

（2）課税状況が確認できる書類

ア 生活保護（生業扶助）受給世帯

申請日が属する年度の7月1日時点で、生活保護（生業扶助）が措置されて

いることがわかる生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書

イ 生活保護（生業扶助）受給世帯以外

当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税あることが確認できる証明書

(3) 振込口座届（様式6）

2 第2子以降の高校生等がいる低所得世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）の場合は、前項の書類に加えて、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 対象となる高校生等の健康保険証の写し

(2) 15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し

(3) 前号にかかる者の国民健康保険の健康保険証で、世帯主氏名が扶養している父母（保護者等）でない場合は、扶養誓約書（様式8）

3 児童養護施設に入所する高校生等の属する世帯（母子生活支援施設の高中生等を除く。）については、児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費の措置状況を証明する書類を提出しなければならない。

4 申請者は、当該給付金の受領を第三者に委任する場合は、前項までの該当書類に加えて、委任状（様式7）を提出しなければならない。

5 三重県内の高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯（生活保護（生業扶助）受給世帯を除く。）の場合は、学校長が高等学校等就学支援金事務で定める書類を提出することで、第1項第2号に定める課税状況の証明書の提出を省略することができる。

6 三重県内の学校長は、保護者等から給付申請があった場合には、当該保護者等の属する世帯の高校生等について、重複申請の確認を行い、基準日の在籍状況等にかかる副申書（様式3）を知事に提出する。

7 県外の高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯の場合は、第1項から第4項までの該当書類に加えて、次の各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

(1) 法第17条の届出時に提出のあった「高等学校等就学支援金収入状況届出書」の写し（申請日の属する年度の7月以降に法第4条の受給資格の認定を受けた者は、同条による認定申請時に提出のあった「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」の写し）

(2) 対象となる高校生等が基準日に高等学校等に在学していることを証明する在学証明書（様式2）

なお、県外の高等学校等であっても、当該高等学校等の申出により、県内の高等学校等と同様の手続きにより申請することができる。

8 前項までの書類は、申請者に一切返却しない。

(給付決定等)

第6条 給付金の給付の可否は、知事が決定し、県内の高等学校等においては審査結果を在学する高等学校等を通じて保護者等に通知する。

2 県外の高等学校等においては審査結果を直接保護者等へ通知するとともに、県外の高等学校等へ審査結果を連絡する。

なお、県外の高等学校等であっても、当該高等学校等の申出により、県内の高等学校等と同様の手続きにより通知することができる。

(給付)

第7条 給付金は、年額を一括して給付し、病気等明らかに手続きが行えないと認められる理由がある者を除き、県が指定する期日までに申請手続が未了の者には給付しない。

(給付回数)

第8条 給付金の回数は、高等学校等に通う一人の高校生等につき年1回、通算3回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は4回)を上限とする。

ただし、高校生等が高等学校等修学支援事業補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者である場合には、上記に加えて2回まで給付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 給付を受けようとする保護者等は、給付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、給付金の申請を取り下げようとするときは、給付決定の日から起算して2週間以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

なお、申請の取下げがあったときは、当該申請に係る給付決定はなかったものとみなす。

(取消)

第10条 知事は、偽りその他不正な手段により給付金の給付を受けた者がいるときは、給付金の支給の決定を取り消すことができる。

(返還)

第11条 知事は、給付金の給付を取り消した場合において当該取消に係る部分に関し、既に給付金が交付されているときは、期限を定めて、給付額の全部又は一部を返還させることができる。

(事情変更による決定の取消し)

第12条 知事は、給付金の給付の決定をした場合において、天災地変等、決定後に生じた事情により、給付事業の全部又は一部を継続することができない場合には、給付金の全部又は一部を取り消し、又はその給付の内容若しくは条件を変更することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、事業の実施に関し必要な事項は知事が別に

定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日より施行し、平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した高校生等を対象として行う給付事業から適用する。
- 2 平成27年3月31日までに、高等学校等に入学した者については、第1学年に入学した者を給付対象者とし、新たに他の学年に転学等した者は給付対象外とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。